

発議第3号

静岡市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成28年3月18日

提出者

池谷大輔	寺尾 昭	石井孝治	山梨 渉	鈴木直明	池邨善満	畑田 響
福地 健	工藤公彦	早川清文	尾崎剛司	西谷博子	平島政二	大石直樹
井上智仁	遠藤広樹	佐藤成子	望月俊明	大村一雄	丹沢卓久	牧田博之
繁田和三	松谷 清	鈴木節子	風間重樹	山本彰彦	馬居喜代子	水野敏夫
中山道晴	山根田鶴子	浅場 武	亀澤敏之	三浦雅司	遠藤裕孝	石上顕太郎
安竹信男	山本明久	内田隆典	白鳥 実	岩崎良浩	望月厚司	栗田知明
井上恒彌	田形清信	栗田裕之	鈴木和彦	伊東稔浩		

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

静岡市議会委員会条例（平成15年静岡市条例第320号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「保健福祉局」を「保健福祉長寿局」に改め、同項第6号中「病院局、」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（病院事業等に関する事項に係る特例）

2 この条例による改正後の静岡市議会委員会条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、新条例第2条第1項第3号に規定する保健福祉長寿局の所管に属する事項のうち、病院事業、看護専門学校及び地方独立行政法人静岡市立静岡病院に関するものは、この条例の施行の日以後の最初の委員の改選の日までの間は、新条例第2条第1項第6号の企業消防委員会において所管するものとする。

（経過措置）

3 前項の規定によるもののほか、この条例の施行の際現に改正前の静岡市議会委員会条例第2条に規定する常任委員会に付議されている継続審査事件は、それぞれ新条例第2条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続審査事件とみなす。